

2 北方領土問題の概要（日本側の立場と露側の主張）

＜基本方針＞

北方四島の帰属の問題を解決して、
平和条約を締結する。

＜露側の主張とそれに対する反論＞

露：56年日ソ共同宣言には、

- ① 平和条約締結後に歯舞・色丹を引き渡すと記されており、それ以上の領土問題はない。
- ② 歯舞・色丹がどのような条件で引き渡され、どの国の主権の下に置かれるかは未定。

⇒日：二島のみでの引渡しで決着できたのであれば、56年当時平和条約が締結されていたはず。四島の帰属の存在は、東京宣言(93年)、日露行動計画(03年)等の諸文書で確認。

露：第二次世界大戦の結果、四島はロシアの領土の一部となり、これは国際法によって確認（ヤルタ協定はソ連への引渡しを規定）。

⇒日：平和条約締結交渉は継続しており、日露間で第二次世界大戦の結果は確定していない。ヤルタ協定は当事国でない日本を拘束せず。

